しがネット受付サービスによる 定期報告オンライン提出マニュアル (特定建築物・防火設備)

令和6年5月 令和7年7月一部改訂

滋賀県土木交通部 建築課建築指導室

目次

目次	1
「しがネット受付サービス」による提出手順	2
【Step0】 提出フローの確認	3
【Step1】 提出窓口および報告対象の確認	
【Step2】 報告データの作成	6
【Step3】 システムによる提出手順	
【Step4】 提出データの補正等	13
【Step5】通知等の受領	
【Step6】改善計画書・改善完了済報告書の提出	



「しがネット受付サービス」による提出手順 (特定建築物・防火設備)



しがネット受付サービスによる 定期報告のオンライン提出とは?

建築基準法施行令の改正による報告書への押印廃止に伴い、建築基準法第 12 条 に基づく定期調査報告書のオンライン提出が可能になりました。滋賀県では、報告シ ステムに滋賀県電子申請システムである「しがネット受付サービス」を使用することと し、このマニュアルでは当該システムを利用した報告手順および電子報告書の作成方 法について解説しています。

【Step0】 提出フローの確認



※不具合の改善に時間がかかると考えられるものは、<u>改善完了報告書を提出する前に改</u> <u>善計画書の提出を求められる場合があります。</u>

【Step1】 提出窓口および報告対象の確認

1.提出窓口の確認

建築物の 所在地		提 出 窓 口(土 木 事 務 所)
栗東市 野) 野) 野) 野) 町 町 竜王町	甲賀土木事務所 (管理調整課) 建築指導係)	所在地:甲賀市水口町水口 6200 T E L:0748-63-6163 F A X:0748-63-1504 メール:koka-shidou@pref.shiga.lg.jp koka-12houkoku@pref.shiga.lg.jp
愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 米原市	湖東土木事務所 (管理調整課) 建築指導係)	所在地:彦根市元町 4-1 T E L:0749-27-2250 F A X:0749-23-3531 メール:kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp
高島市	高島土木事務所 (管理調整課) 建築指導係)	所在地:高島市今津町今津 1758 TEL:0740-22-6046 FAX:0740-22-6077 メール:takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp

- ●滋賀県内の特定行政庁(大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市)につきましては、市役所で定期報告の受付事務を行っておりますので、各市の建築 指導担当課にお問い合わせください。
- ●システムからの通知や補正の連絡、副本の交付連絡は、原則としてメールのやり取りと なります。副本を受領するまでは、定期的にメールを確認してください。
- ●定期報告および本マニュアルに関する質疑・相談は、上記の表に記載されている各土木 事務所または下記までお問い合わせください。

滋賀県 土木交通部建築課建築指導室 指導係
 所在地:大津市京町4丁目1-1
 TEL:077-528-4258
 メール:shidou@pref.shiga.lg.jp

【確認②】報告対象および報告時期の確認

※令和元年6月25日施行の法改正により朱書き部分が変更となりました。

用途	政令指定 ※200mを超えるものに覆る ※避難帯のみにあるものは対象 外	避難上著しい支障が生ずる おそれの少ない建築物等を 定める告示 山 政令を更に限定	国指定 ※200mfを超えるものに覆る ※避難階のみにあるものは除く	県規則 ※200mを超えるもの、または路数が 3以上で100mを超えるものに覆る	報告時期 (3年後ごと に報告)	防火設備 追加
劇場、映画館、演芸場	 ・3階以上にある ・地階にある ・客席の部分が100ml以上 ・主階が1階にないもの 	◆屋外観覧場は除く ・主階が1階にないもの ・地階及び3階以上が100㎡ (以降1時定規模」という)を 超えるもの ・客席の部分が200㎡以上	◆屋外観覧場は除く ・主簡が1階にないもの ・特定規模を超えるもの ・答席の部分が200ml以上	・床面積が300mを超えるもの ・3階以上床面積100m加 ・地階床面積100m加 特定規模を 超えるもの	0	報告対象 (※)
公会堂、集会場、観覧場	•3階以上にある ・地階にある ・客席の部分が100ml以上	 ◆屋外観覧場は除く ・特定規模を超えるもの ・客席の部分が200m以上 	 ●屋外観覧場は除く ・特定規模を超えるもの ・客席の部分が200ml以上 	 ◆屋外観覧場は除く ◆集会場は200m以上の室を有 するものに限り ・床面積が300mを超えるもの ・特定規模を超えるもの 	2025年	報告対象(※)
病院、診療所(収容施設 有り)	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300ml以上	 ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300m以上 	・床面積300㎡超 ・特定規模を超えるもの	③ 2024年	床面積200m ¹ 超 も報告対象
ホテル、旅館	左記用途に供する建築物	 特定規模を超えるもの ・2階の部分が300ml以上 	 ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300ml以上 	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの	② 2026年	報告対象(※)
下宿、共同住宅、寄宿舍	左記用途に供する建築物	◆サービス付き高齢者向け 住宅 ●認知症対応型老人共同 生活援助事業(老人福祉法 第5条の2第1項第六号) ◆共同生活援助だ行う事業 (障害者の日常生活及び社 安生活を総合的に支援する ための法律第5条の第15 項) ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300mf以上	 サービス付き高齢者向け 住宅等に限る ・特定現境を超えるもの ・2階の部分が300ml以上 	指定なし	③ 2024年	床面積200㎡ <mark>舰</mark> も報告対象
学校	 ・3階以上にある ・2,000m以上 	◆学校、学校に付属する体 育館は除外	対象外	・床面積2,000m超		報告対象外
体育館、博物館、美術 館、図書館、ボーリング場 等	・3階以上にある ・2,000m以上	•3階以上が100mを超えるも の •2,000m以上	・3階以上が100㎡を超えるも の ・2,000㎡以上	•床面積2,000㎡超	2026年	報告対象(※)
児童福祉施設等 (高齢者、障害者等就実 用途あり)	左記用途に供する建築物	 ◆助産施設、乳児院及び障害児人所施設 ◆助産所 ◆百導犬訓練施設 ◆賀道教入訓練施設 ◆復獲施設及び更生施設 ◆我道教入所施設その他 ◆養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ◆保子保健施設 ◆母子保健施設 ◆母子保健施設 ◆母子保健施設 ◆母子保健施設 ◆母子保健施設 ◆母子保健施設 *本ム及び廖害福祉サービス事業 *特定規模を超えるもの >2階の部分が300ml以上 	◆左に掲げる限定用途 ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300ml以上	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの	3 2024年	床面積200㎡ <u>起</u> も報告対象
児童福祉施設等 (高齢者、障害者等就寝 用途なし)	左記用途に供する建築物	対象外	対象外			報告対象外
公衆浴場	左記用途に供する建築物	 特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上 	 ・特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上 	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの	③ 2024年	報告対象(※)
百貨店、マーケット、物販 店舗	左記用途に供する建築物	 特定規模を超えるもの 3,000 m以上 ・2階の部分が500 m以上 	 特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上 	 ・床面積1,000mⁱ超 ・特定規模を超えるもの 		報告 対象 (※)
キャバレー、カフェー、ナ イトクラブ、バー、ダンス ホール、待合、料理店、 飲食店	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上	 ・特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上 	・床面積500m ¹ 超 ・特定規模を超えるもの		報告対象(※)
遊技場	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上	 ・特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上 	・床面積1,000㎡超 ・特定規模を超えるもの	① 2025年	報告対 象 (※)
展示場	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	 ・特定規模を超えるもの ・3,000m以上 ・2階の部分が500m以上 	指定なし		報告対象(※)
物販店舗、飲食店、遊技 場の2以上複合用途				·床面積1,500㎡超		報告対象(※)
					()*)国指定の規模要

特殊建築物として報告が必要な範囲 *国指定または県指定のいずれかに該当 (※)国指定の規模要件 に該当する場合に限る

防火設備として報告が必要な範囲 (防火設備は2018年度から毎年度報告が必要)

【Step2】報告データの作成

様式データのダウンロード

- 2) 詳細は本マニュアル P.16電子報告書作成マニュアル(特定建築物)または P.31電子 報告書作成マニュアル(防火設備)の内容を確認の上、様式データを利用して報告書 を作成してください。
- 3) 調査資格者の証明書の写し、委任状、付近見取図および調査結果図(配置図および各 階平面図)は PDF にしてください。
 - 各必要書類の PDF はひとつのファイルとせずに、書類の種類ごとにファイル を分けてください。
 - ▶ 付近見取図および調査結果図(配置図および各階平面図)はひとつのフ ァイルとしてください。
- 4) ファイル名は「報告年」建物名_建(防)_データ内容の略称」としてください。
 - 例1) 2024年の、建物名「〇〇会館」の特定建築物定期報告:「2024_〇〇会館」建報」
 - 例2) 202年の、建物名「〇〇会館」の<u>防火設備</u>定期報告 :「2024_〇〇会館」防_報」 ※ファイル名とする「データ内容の略称」は次のページを参考にしてください。

Point

ģ.

1つのファイルは10MB 以内、ファイルの数は 10 個までです。

- データが大きい場合は縮小もしくは分割してください。
- データの縮小、分割方法は、使用ソフトやOS等、環境により異なりますのでお答えできません。なお、データサイズを小さくする方法の一例は P.8のとおりです。
 - ▶ 図面等は、スキャンするとデータサイズが大きくなりますので、CADソフト等から 直接PDF化してください。
 - ▶ 報告書に貼り込む写真は、見やすさを損なわない範囲で解像度を下げる等、あらかじめ縮小しておいてください。
 - ▶ 写真を貼り込んだエクセルデータのファイル容量を小さくする方法の一例は、P.8 をご覧ください。

※「データの内容」の略称

		書類名(データ名)	様式名	申請形式	略称※
	(1)	定期調査報告書	規則第 36 号の 2 様式		
	(2)	定期調査報告概要書	規則第 36 号の 3 様式	PDF 形式	報
	(3)	調査結果表	平 20 国交告示 282 別記様 式		
	(4)	調査資格者の証明書の写し	_	PDF 形式	証
	(5)	委任状	_	PDF 形式	委
建	(6)	建築設備等検査結果表(換気設備・排煙 設備・非常用の照明装置・防火設備)	細則様式第5号		
築物	(7)	換気設備、排煙設備、非常用の照明装置 定期検査結果表	設第1号、2号、3号様式 (平20国交告示285別記 様式)	PDF 形式	設
	(8)	防火設備定期検査結果表	設第4-1号、4-2号、4-3号 4-4号様式(平28国国交告 示723別記様式)		
	(9)	付近見取図および調査結果図(配置図・ 各階平面図)	_	PDF 形式	X
	(10)	関係写真		PDF 形式	写
	(11)	その他	—	原則 PDF 形式	他
	(1)	定期検査報告書	規則第 36 号の 8 様式		
	(2)	定期検査報告概要書	規則第 36 号の 9 様式		
RE	(3)	検査結果表	平 28 国交告示 723 別記第一号、二号、三号、 四号、別添1様式、2様式	PDF 形式	報
火設	(4)	調査資格者の証明書の写し	—	PDF 形式	証
備	(5)	委任状		PDF 形式	委
	(6)	付近見取図、配置図および検査結果図 (各階平面図)		PDF 形式	図
	(7)	関係写真	_	PDF 形式	写
	(8)	その他	_	原則 PDF 形式	他

● データが10MBを超える場合は、適宜ファイルを分けてください。

参考:エクセルデータのファイル容量を小さくする方法(一例) ※必ずこの操作を行わなければならないものではありません。

- ① エクセルファイルに貼り込んだ画像(どれでもよい)をクリックして選択する。
- ②「書式」タブが表示されるのでクリックして選択する。
- ③「図の圧縮」ボタンをクリックする。
- ④「画像の圧縮」ウインドウが表示されるので、
 - この画像にだけ適用する : チェックを外す(□)
 - 図のトリミング部分を削除する : チェックを入れる())
 - 解像度 : 印刷用(220dpi)

と設定し、「OK」ボタンをクリックして「画像の圧縮」ウインドウを閉じる

100 02 0 7 100 2 BOY	tot +	BROAMA	
 (100 年の) 	NOPORSTUVWXYZAAAAAAA NIW, Waaatte, Offinguy) Erystokaaatea, HEY II, LAbert (Manwaraaattea, HEY	CREAT & SHAFTLE, THERE IS A COLOR OF CREATE COLOR OF CREATE	
6 7 #1352#855 (A+) 8 9	関係写真		
10 (#5) 11 (#6) 12 (13)	調查項目		
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	株主事初 株主事初 ■第の圧描 圧描オプシ □ こ ジ 単 解像度の ● 印刷 ● 印刷 ● 印刷 ● 印刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷 ● 日刷	 マン: この画像だけに適用する(Δ) 図のトリミング部分を削除する(D) 経況: I用 (220 ppi)(P): ほとんどのプリンターと画面で優れた品質が得られます。 I用 (150 ppi)(S): Web ページやプロシェクターに通してします。 ドメール用 (96 ppi)(E): ドキュメントのサイズを最小限に抑え、共有に適して ュメントの解像度を適用(U) 	x 4 います。

【Step3】システムによる提出手順

0. 事前準備

- しがネット受付サービスの申請を開始するには、①「ログインして申請に進む」と②「メールを認証して申請に進む」の2通りの手段があり、①の手段による場合は、事前にアカウント登録が必要です。
 「ログインして申請に進む」の場合、①-1. Google でログイン、①-2. LINE でログイン、①-3. Graffer アカウントでログインの3通りから選択可能です。選択後は画面の指示に従ってログインしてください。
- 電子署名、カードリーダー等は必要ありません。
- 報告書の様式データはエクセル形式(xlsx 形式)で提供します(滋賀県ホームページに 掲載されています)。同形式を編集可能なソフトウェアをご利用ください。

様式データのダウンロード

- メールのやり取りが発生しますので、下記のメールアドレスからのメールを受信できる ようにしておいてください。
 - ▶ <u>koka-shidou@pref.shiga.lg.jp</u>(甲賀土木事務所)
 - ▶ <u>koka-12houkoku@pref.shiga.lg.jp</u>(甲賀土木事務所)
 - ▶ <u>kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp</u>(湖東土木事務所)
 - ▶ <u>takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp</u>(高島土木事務所)
 - ▶ <u>noreply@mail.graffer.jp</u>(しがネット受付サービス)

1. 申請内容入力

1) 以下のリンクから、「しがネット受付サービス」の提出フォームにアクセスしてください。



2) 「しがネット受付サービス」の「特定建築物・防火設備の定期報告(〇〇土木事務所)」画面が表示されますので、「ログインして申請に進む」を押下してください。



3) ログインの方法を選択します。任意の方法でログイ ンを行ってください。



4)「利用規約に同意する」のチェックボックスを押下して
 して
 ごにし、「申請に進む」を押下して下さい。同意しなければ申請を進めることはできません。



	入力の状況 0 ⁰
滋賀県の イン申請^	「特定建築物・防火設備の定期報告(OO土木事務所)」のオンラ ページです。
特定建築	築物・防火設備の定期報告(○○土木事務所)
OO土木 HPから	▼事務所管内の特定建築物定期報告のオンライン窓口です。事前に県 提出方法をご確認下さい。
	制度詳細についてはこちら
	ログインして申請に進む
	Craffer スマート=at
G	Googleでロダイン
0	UNICEDSIACS
	and a should refer a
APPLA	
0-r =	
	strate to a state of the state
B	And a second sec
寺定建 卜事務	築物・防火設備の定期報告(00土 所)
	入力の状況
2010 0 5	
夏県の1年	はた建築物・防火設備の走明報告(OO工本事務所)」のオンラ −ジです。
特定建築 00土木事	翁・防火設備の定期報告(○○土木事務所) ■務所管内の特定違築物定期報告のオンライン窓口です。事前に県 出方法をご確認下さい。
UN DIE	制度詳細についてはこちら
利用共	規約をご確認ください
可用規約 [こ に同意して、申請に進んでください。
✓ 利用:	規約に同意する 💩
	·····

5)入力項目に情報を入力して下さい。「必須」と書かれ た項目は入力しなければ申請することはできません。

入力ができたら、「一時保存して、次へ進む」を押下 してください。



6)全ての入力項目を入力し、報告書等データを添付したら、申請内容の確認を行ってください。入力内容に誤りがある場合は、入力した項目の右側にある「編集する」を押下してください。



7)申請内容に間違いがないことを確認したら、ページ 最下部の「この内容で申請する」を押下してください。これを押下することで申請が完了します。しばらくすると、申請受付メールが送付されますので、ご確認下さい。

特定建築物・防火設備の定期報告(〇〇土木事務所)	
入力の状況	3304
入カフォーム 申請者(しがネット受付サービスで入力 報	する人)の情
申請者の種別	
() 個人	
() 法人	
入力内容に不嫌があります。内容を確認してくた 一時保存して、次へ進む	ೆರೆಗಿ,
特定建築物・防火設備の定期報告(〇〇土木事務所)	
入力の状況	100%
申請内容の確認 申請者(しがネット受付サービスで入力 報	する人)の情
申請者の種別	
法人	∠ 編集
xx入2 ◎■ ○○設計事務所	🧾 編集
37_filepack (17).pdf	編集
	もう1件追加する
大容星ファイル転送の希望 🏼 💩 🤉	
希望しない	∠ 編集
この内容で申請する	

※添付データはパスワードをかけずにアップロードしてください。 パスワードがかけられた状態でデータを添付するとエラーが表示されることがあります。

2. 申請の受付・差し戻し・取り下げ・完了

- 1) 申請後に「しがネット受付サービス」より自動送信される受付メールに記載されている リンクから申請の詳細を確認し、「申請番号」を必ず記録してください。
 - 申請状況の照会の際に必要になります。
 - ●「申請番号」は申請ごとに異なります。オンラインで複数の報告を行う場合は、 必ず「対象建築物」と「申請番号」の組み合わせを記録するようにしてください。
 - 申請の詳細を確認するには、受付メールに記載のリンクを開いた後に「しがネット受付サービス」へログインする必要があります。
 - 受付メールは【 <u>noreply@mail.graffer.jp</u> 】から届きますので、メール受信 拒否設定などされている方は、このアドレスからのメールが受信できるように しておいてください。
 - 申請内容に補正が必要な場合は、提出窓口の土木事務所から補正依頼を行います。

報告の取り下げ方法

報告内容に誤りがあったことが判明した場合や、提出先を間違えた場合には、以下の手順で提出者側から報告をシステム上で取り下げることができます。

1. 報告時に受信した受付確認メールから「申請の詳細」のリンクを開く。

2. しがネット受付サービスにログインする。

Point

3. 「申請を取り下げる」を選択すると申請を取り下げることができます。

※受付機関側で処理中の場合は、提出者側からの取り下げはできませんので、申請を取 り下げる必要がある場合は、提出先へ取り下げたい旨の連絡を行ってください。

【Step4】 提出データの補正等

- - 内容によってはお電話する場合もあります。
 - 連絡のメールは、提出先の土木事務所のメールアドレス(P.4参照)から送信されますので、このドメインからのメールが受信できるように設定しておいてください。
- 2) 補正等を行い、補正済データを提出してください。
 - 補正データの提出の際は、当初申請時の「申請番号」が必要です。
 - 補正データの提出は、提出先の土木事務所のメールアドレス(P.4参照)あてに 送付してください。
 - 補正の必要が無いデータは、再度提出する必要はありません。
 - 補正データのファイル名は、【報告年_建物名_建(防)_データの内容_修正年月日】 としてください。
 - 修正日が2024年8月30日の場合
 例:2024_00会館_建_報_20240830
 - 滋賀県からの補正の連絡から1カ月を経過しても補正データをご提出いただけない場合は、報告書をいったん差し戻しいたします。差し戻しとなった場合は、補正等を行った上で、P.9の最初の手順から再度オンライン提出を行ってください。

【Step5】通知等の受領

1) 土木事務所での審査が完了したら、土木事務所から「特定建築物・防火設備の定期報 告(〇〇土木事務所) 受理のお知らせ」という件名のメールが送信されます。このメ ールに記載のURLから通知等データをダウンロードしてください。

審査結果の区分	ダウンロードできるデータ	
建築物に不具合がない場合 (現行法令への違反がない)	・受理通知書 ・副本 ・報告済済証	⇒報告手続き完了
建築物に不具合がある場合 (現行法令への違反があり、改 善が必要)	 ・受理通知書 ・副本 ・改善完了報告様式 (または改善計画様式) 	⇒[Step6]∧

- ログイン後は、「交付物」をクリックし、「ダウンロード」ボタンをクリックすることでダウンロード可能です。
- データ容量超過等により通知等データを添付できない場合は、滋賀県大容量ファイル転送システムにより交付されます。交付は申請時に登録されたメールアドレス宛に行われます。

Point

□ 「特定建築物定期調査報告済証」・「防火設備定期検査報告済証」について

滋賀県では、定期報告の定期調査報告書を現行法令への違反 がない場合として受理した際に、「特定建築物定期調査報告済 証」または「防火設備定期検査報告済証」をお渡ししています。 オンライン提出された方については、しがネット受付サービス上 で交付いたします。

報告済証は印刷(A4サイズ)して当該建築物の見やすい場所 に掲示するようにしてください。



【Step6】改善計画書・改善完了済報告書の提出

- 1) 【Step5】通知等の受領において、「特定建築物(または防火設備)の定期調査報告書 に基づく改善について」の通知を受け取った場合は、通知に記載の内容に従い「改善 計画書」または「改善完了済報告書」を提出してください。
 - ●改善計画書または改善完了済報告書(以下「改善計画書等」という。)の様式は、滋賀県からの通知等データに添付されています。
 - ●改善計画書等の提出にも、しがネット受付サービスをご利用ください。
 - ●操作方法は、P.9~の【Step3】と同じです。
 - ●改善計画書等のファイル名は下記のとおりとしてください。
 - 例1) 2024年特定建築物の改善完了済報告→「2024_〇〇会館」建」改完」
 - 例2) 2024年特定建築物の改善計画書→「2024 ○○会館 建 改計」
 - 例3) 2024年防火設備の改善完了済報告 →「2024_○○会館」防_改完」